

子どもはぐくみ医療費助成制度の 変更市町村のお知らせ

徳島県健康増進課

平成26年4月1日より、三好市、佐那河内村が次のように制度を一部変更いたしますのでお知らせします。

○平成26年4月1日から変更 ※佐那河内村は村議会議決後に正式決定となります。

1 変更内容（助成対象年齢の拡大）

市町名	現行	変更後
三好市	入通院とも小学校修了まで	入通院とも中学校修了まで
佐那河内村	入通院とも中学校修了まで	入通院とも18歳に達する年度末まで

2 制度名称

市町名	現行	変更後
三好市	乳幼児等医療費助成事業	子どもはぐくみ医療費助成事業

※佐那河内村の事業名称は「乳幼児等医療費助成事業」（従前どおり）

（参考）

三好市	所得制限	あり	}	従前どおり
	自己負担金	あり（1レセプト600円）		
	食事療養費	なし		
佐那河内村	所得制限	なし		
	自己負担金	なし		
	食事療養費	あり		

※制度改正の詳細につきましては、

三好市保険医務課 (TEL0883-72-7613)

佐那河内村住民福祉課 (TEL088-679-2971) にお問い合わせください。

担当：徳島県保健福祉部健康増進課

母子・こころの健康担当

TEL 088-621-2220

子どもはぐくみ医療費助成制度公費負担者番号(平成26年4月1日以降)

市町村名		公費負担者番号		
		小学校修了まで	中学1年生以上	1レセプト800円徴収しない市町村
1	徳島市	45360013		
2	鳴門市	45360021		
3	小松島市	45360039		
4	阿南市	45360047	47360045	48360044
5	吉野川市	45360518	47380516	
6	阿波市	45360526		48360523
7	美馬市	45360534	47360532	48360531
8	三好市	45360542	47360540	
9	勝浦町	45360054	47360052	48360051
10	上勝町	45360062	47360060	48360069
11	佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12	石井町	45360088	47360086	
13	神山町	45360096	47360094	48360093
14	那賀町	45360625		48360622
15	美波町	45360641	47360649	
16	牟岐町	45360195	47360193	
17	海陽町	45360658	47360656	
18	松茂町	45360237		
19	北島町	45360245		
20	藍住町	45360252	47360250	
21	板野町	45360260	47360268	48360267
22	上板町	45360278	47360276	
23	つるぎ町	45360617	47360615	48360614
24	東みよし町	45360633	47360631	

H26.4.1変更箇所

※ 公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学校修了まで」と表記して
 いますが、正確には「12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。